アクアクララクラブ会員規約

■第１条　名称及び入会

1　本会は、アクアクララフランチャイズ本部(以下、本部という。）が定めるアクアクララクラブ会員規約（以下、本会規約という。）に則り、アクアクララクラブ（以下、本会という。）と称し、会員制として運用しています。

2　本会に入会する際は、本会規約、重要事項説明を理解し、同意した上で本部が定める方法で弊社に入会の申込みをし、弊社がこれを承諾したときに本会の会員資格を取得します。（本会の会員資格を取得した者を以下、本会員という。）

3　本会員は原水に多段階のフィルタリングを施してほぼ純水に近い状態にし、これにアクアクララ独自のミネラル濃縮液を一定の割合で添加して作られたミネラルを含有する清涼飲料水（以下、アクアクララボトルドウォーターという。）入りボトル（以下、ボトルという。）、ウォーターサーバー（以下、サーバーという。）、その他弊社の取り扱う商品（これらを総称して以下、本商品という。）を弊社の定める価格で弊社より購入、賃借することが出来ます。また、本商品に付帯するサービスの提供を受けることが出来ます。

■第２条　重要事項に関する承諾

次に定める事項においては、本会規約と合わせて弊社が提示する「重要事項説明書」の記載を適用するものとします。また、本会規約に同意し、本会入会を弊社が受け付けた時点で、承諾されたものとします。

1　販売価格
2　プラン・キャンペーン（詳細、途中解除料)）
3　届け出事項の変更
4　ボトルの配達方法
5　メンテナンス
6　サーバー機種変更に伴う手数料
7　お支払い・利用明細発行方法
8　注文受付と会員サービス
9　マイアクアへの登録
10　その他、重要時点説明書に定める事項

■第３条　個人情報の取扱い

本会員は、弊社が本会員の個人情報について、必要な保護措置を取ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。

1　本人確認、プラン加入条件確認のため、申込者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)、母子手帳等の確認、もしくは複写をご提出いただく場合がございます。本人確認書類に本籍地が記載されている場合は、黒く塗りつぶしてご提出ください。ご提出いただいた個人情報は、アクアクララ公式ホームページ掲載「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱います。

2　ご記入・ご提出いただいた個人情報の利用目的は以下のとおりです。
（１）商品の申込み受付け処理・商品や景品の配達・発送・保守メンテナンス等の一連の業務を遂行するため
（２）商品・サービス・キャンペーン・メールマガジン・広告等の各種ご案内やダイレクトメール・電子メールを送付・配信するため
（３）会員管理システム・会員サイト（マイアクア）に登録するため
（４）申込みの適用審査を行なうため
（５）商品代金の決済処理のため
（６）業務上必要なご連絡をするため
（７）レンタル商品の管理のため
（８）割引・無料ボトルチケット管理のため
（９）ポイントシステム等の会員サービス提供のため
（１０）統計調査・データ分析・アンケート調査等の分析を行うため
（１１）ホームページに撮影した写真を掲載するため
（１２）個人情報の開示等に対応するため

3　上記利用目的のため、本部、アクアクララフランチャイズ加盟店、販売代理店、協力企業へご記入いただいた個人情報の全てを、FAX、郵送、ネットワークを通じたいずれかの方法で第三者に提供する場合があります。

4　必要な範囲内で個人情報の取扱いを外部の委託先に預ける場合があります。

5　個人情報の開示・訂正・削除・利用停止等については、下記記載の弊社窓口までご連絡をお願い致します。
アクアクララお客様センター　電話：0120-331-626（平日 9:00～17:30）

6　個人情報保護管理責任者は弊社の営業責任者です。

■第４条　規約の変更、承認

1　本部及び弊社は、本規約および重要事項説明書の事項変更に関して、効力発生日 30 日前までにウェブサイト(https://www.aquaclara.co.jp/)、もしくは郵送等で通知することで、個別の通知や事前承諾なく本会規約の全部又は一部(製品、サービス価格、その他規約等を含むすべての事項)を変更することが出来ることとし、本会員が効力発生以降も利用を継続する場合、これを承諾したこととみなします。

2　前項における変更は、市場動向や社会情勢等の状況に応じた適正と判断できる範囲内において本部及び弊社より実施するものとします。また、通知の際は変更内容および効力発生日の記載を含めるものとします。

3　双方合意のもと特例とされた場合を除き、書面類と当該ウェブサイトの内容に矛盾・抵触が生じた場合には、当該ウェブサイトにて定められた内容が優先されることとします。

■第５条　禁止事項

本会員は、次の行為をすることが出来ません。

1　本商品、弊社又はアクアクララの商号、本部又は弊社所有の商標及びサービスマークを使用した営業活動、その他営利を目的としたこれらの利用及びその準備を目的としたこれらの利用。

2　他の本会員・第三者のプライバシー・その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。

3　本部、弊社、本会の財産・権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。

4　アクアクララブランドの信頼性を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。

5　アクアクララボトルドウォーター以外をボトル容器に入れて使用すること。

6　サーバーを第三者に譲渡または転貸すること。

7　上記各号の他、他の本会員、第三者、本部、弊社に不利益又は損害を与える行為、与える恐れのある行為。

第６条　権利の帰属

１　弊社が本会員に販売した本商品の所有権は、本会員に帰属するものとします。
２　ボトル容器・サーバー等の弊社が本会員に貸与した本商品の所有権は弊社に帰属するものとします。
３　以下の権利は本部に帰属するものとします。
（１）本商品及び本部又は弊社が本会員に配布する宣伝物・印刷物に関する商標権その他の知的財産権
（２）本商品及び本部又は弊社が本会員に配布する宣伝物・印刷物に付随する技術及びノウハウ全般

第７条　会員期間・期限の利益の喪失・本会員資格の取消し・退会等

１　本会規約に基づく本会の会員期間は、本会員が退会を申し出、弊社が申し出を受託し、手続きが完了した時点とします。
２　本会員は、退会を希望する日より１ヶ月前迄に弊社所定の書面もしくはそれに準ずる方法にて弊社に通知するものとします。このとき、弊社へ一度払い込まれた料金の払い戻しはされません。（会員期間中に納品された商品が未使用の場合も同様とします。）
３　本会規約の会員期間中に生じた本会員の債務については、退会後においても本会員はその履行の責任を負うものとします。
４　弊社は、本会員が次の各号のいずれかの事由に該当した場合、本会員に対し、何らの催告をすることなく本会員資格を取消しすることが出来るものとします。この場合、弊社からの取消し通知が当該本会員に到着した時点で当該本会員は本会を退会したものとします。本会員資格の取消しにより本会員に損害が生じたとしても、弊社は当該損害を賠償する責任を一切追わず、本会員はこれを了承するものとします。
（１）本会規約上の義務に違反した場合。
（２）入会申込に際し、氏名、住所等本会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合。
（３）自ら又は第三者を利用して、本部又は弊社に対して、詐術、暴力的行為もしくは脅迫的言辞を用いるなどした場合。
（４）弊社が販売、貸与したボトルまたはウォーターサーバー、その他本商品を弊社が定めた使用方法と異なる方法で使用した場合。
（５）本会規約に基づく料金の支払い等弊社に対する債務の履行を怠った場合、または遅延した場合。
（６）本会員の信用状態が悪化した場合。
（７）自ら又は第三者を利用して、本部又は弊社の名誉を毀損、又は毀損するおそれのある行為をした場合。自ら又は第三者を利用して、本部又は弊社の営業を妨害、又は妨害するおそれのある行為をした場合。他の本会員に迷惑となる行為があった場合。
（８）仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第２条に定める通知、手形交換所の取引停止処分、もしくは租税公課の滞納、その他滞納処分、又はこれらの申立、処分、通知を受ける事由が生じた場合。
（９）支払停止、支払不能もしくは債務超過の状態に陥り、又は破産、会社更生手続き及び民事再生手続等の倒産処理手続き（本会規約締結後に改定もしくは制定されたものを含む）の申立原因を生じ、これらの申立を受けた場合、もしくは自らこれら申立をした場合。
（10）180 日（ボトル賞味期限）以上ボトル発注されていないことが確認された場合。
（11）弊社が本会員に対して、応答を要する連絡を行ってから、60 日を過ぎて回答を得られない場合。
（12）本会員の都合によりサーバーメンテナンスが行えなかった場合。
（13）その他、本会の本会員として相応しくないと弊社が判断した場合。
５　本会員が前項各号いずれかの事由に該当した場合、当該本会員は、弊社の請求により本会規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに弊社に対して債務の全額を支払うものとします。
６　本会員は、本条における債務を支払う場合、弊社の本社または支店へ持参もしくは指定の口座に送金して支払うものとします。
７　本条４項により本会員資格が取消しされた場合、理由の如何を問わず、弊社が貸与したサーバーその他の本商品を自己の費用負担において直ちに弊社に返却するものとします。故意、過失を問わず、直ちに返却がなされない場合、弊社はこれらの時価相当分の費用その他について弊社が被った損害として、当該本会員に対しその賠償を請求出来るものとします。
８　本会員資格が失効された時点で、付随するプラン、キャンペーンについても同時に失効されるものとします。また、その時点で該当するプラン、キャンペーンに応じた途中解除料等も合わせて支払うものとします。

第８条　反社会的勢力の排除

１　本会員は、過去、現在および将来にわたり、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者）に該当しないことを保証し、および暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等、法令に抵触する行為またはそのおそれのある行為を行わないものとします。
２　本会員が前項の規定に違反した場合には、本会員に対し、何らの催告をすることなく本会員資格を取消しすることが出来るものとします。またこの場合、前条４項から８項までを、同様に適用するものとします。

第９条　免責

次の各号のいずれかに該当し、弊社の債務が本旨に従って履行できないときは、弊社はその責を免れるとともに、本会規約の全部または一部の解約が可能であることとします。
１　天災・地変等の災害を被ったとき。
２　法令の制定、改廃、行政指導のあったとき。
３　本会の運営が困難な重大な事由が生じたとき。
４　その他前各号と同等の事由が生じたとき。

第 10 条　損害賠償

本部及び弊社は、弊社が本会員に別途配布する書面に定めた以外の本商品の使用方法による本会員の損害に関していかなる責任も負わないものとし、かかる損害の賠償を一切行わないものとします。本会員が故意、過失あるいは弊社が定める以外の使用方法にてサーバーその他本部又は弊社の所有に帰属する物を破損又は紛失した場合、時価相当分の弁済をしていただくことがあります。ボトル容器を破損又は紛失した場合は、ボトル代金として１本あたり 1,650 円（税込）を申し受けます。

第 11 条　準拠法・合意管轄

１　本会規約は、日本法に準拠する。
２　本会規約又は本会に関する紛争については、弊社本所住所地を管轄する地方裁判所を、第一審専属的合意管轄裁判所とします。